

お客様各位

前月までの寒さが嘘のような暖かさが続き、平年より早い春がやってきました。
皆様いかがお過ごしでしょうか。

春といえば新しい出会いの多い季節です。

職場でいえば、新卒者が入社してきたり、違う場所で人生を歩んできた人が入社し突然一緒に働くことになったりします。

違う環境で歩んできた者同士が、今度は同じ環境の中で、同じ目標に向かって仕事をしていくことは、素晴らしいことであり、上司なり先輩が、新入社員を一人前になれるように導いてあげることは、本人にとっても、会社にとっても大変重要なことです。

日本電産株式会社の永守重信社長の著書に「手塩にかけて育てる」と書いてありましたが、まさにその「手塩にかけて育てる」ことがどの職場でも強く求められております。

不安を安心に変えて、少しずつ自信をつけさせていくことは、上に立つものの責任といえますし、またそのように成長できる仕組み作りを職場で考えていくことも又重要なことだと思います。

人との出会いを、「素晴らしい人間関係」の仕組み作りを考えるチャンスと捉えてみてはいかがでしょうか。

須黒会計インフォメーション

平成 25 年 4 月号

I N D E X

1. 【経営情報】 [福利厚生費「残業食事代って給与？」](#)
2. 【会計税務】 [調査があったこと…更正…予知](#)
3. 【ヒント・ヒント】 [朝の握手](#)
4. 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)

1. 【経営情報】 [福利厚生費「残業食事代って給与？」](#)

皆さんもよく目にする福利厚生費という科目が、その中で食事代について質問されることがあります。今回はその質問の内容について見ていきます。

1. 「残業食事代」

従業員に対する残業食事代の（通常の勤務時間外）現物支給は給料になるのか、それとも福利厚生費として経費になるのかどちらなのか迷われたことがあると思います。この残業食事代については所得税基本通達 36-24 にも記載がありますが、給与として課税する必要はないとされており、よって福利厚生費として損金になります。ただし、社会通念上高価な食事代は認められないでしょう。金額の明確な記載はありませんが、一回の食事代で 1,000 円～1,500 円くらいまでが損金として認められる範囲ではないでしょうか。

また、この残業食事代を現金で渡した場合はどうなるのかといいますが、深夜勤務者（深夜勤務者とは正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午前 10 時から翌日午前 5 時までの間において行う者をいう。）に夜食の支給ができないために 1 食当たり 300 円（税抜き）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

2. 残業食事代以外の「現物給支給の食事代」

食事代の現物支給において、役員や使用人が負担する場合の会社の負担割合をどうすれば良いのかというと次によります。

役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 次の金額が 1 か月当たり 3,500 円（税抜き）以下であること。

(食事の価額)-(役員や使用人が負担している金額)

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を差し引いた金額が給与として課税されます。

(例) 1 か月当たりの食事の価額が 5 千円で役員や使用人の負担している金額が 2 千円の場合この場合には、(1) の条件を満たしていません。したがって、食事の価額の 5 千円と役員や使用人の負担している金額の 2 千円との差額の 3 千円が、給与として課税されます。

なお、ここでいう食事の価額は、次の金額になります。

- (1) 仕出し弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額
- (2) 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

(国税庁HPより)

次回は交際費について解説していきます。

2. 【会計税務】調査があったこと…更正…予知

調査があったこと…更生…予知

修正申告をしても、それが当初申告に対する調査による更生が予知されてのことでない限り、加算税は課されません。それでは、会社に向いての税務調査が始まってから、納税者側が申告の誤りに気づき、即座にその誤りを正す修正申告書を提出した場合は、どうでしょうか？

こういう問題をめぐって裁判になったピッタリの事例があります。

税務署が調査開始したからといっても必ずしも非違事項が判明するとはいえず、判明する恐れがあることを納税者が覚知していたとしても、それだけでは、「更生があるべきことを予知」していたとは言えないため、過少申告加算税は課されない、というのが地裁判決の内容でした。平成24年9月25日の判決で国側控訴せず、で納税者勝訴が確定しています。

修正申告に加算税が課されるのは、「調査があったこと…更生…予知」という法律の文言から、「調査」が前提となるのですが、加算税事案においては、「調査」とは、臨場調査の意味で、税務署内での机上調査は「調査」には該当しません。

最近発遣された国税通則法個別通達に、税務署からの次のような要請行為は「調査」があったことによる行為には該当しないものと、明記されています。

1. 要添付書類の自発的添付の要請行為
2. 計算・転記誤り、記載漏れの指摘による修正申告書の自発的提出の要請行為
3. 税法の適用誤り可能性の指摘による修正申告書の自発的提出の要請行為
4. 申告の必要の指摘による無申告者へ申告書の自発的提出の要請行為
5. 源泉徴収税額の納付漏れ可能性の指摘による自主納付の要請行為

法人税法に欠損金の繰戻し還付の規定があり、そこには、「調査」することが還付のための必要条件とされていますが、多くの場合、臨場調査のないままの繰戻し還付が実行されています。ここでは、「調査」は机上調査と解されています。

法律上の「調査」の文言は、場合によって使い分けられるもの、多義的なもの、のようです。

3.【ヒント・ヒント】 朝の握手

毎日の朝礼、社是・社訓の唱和から始まり、ラジオ体操、スピーチ、業務報告・・・。

ここまでは珍しくないが、その後、40人ほどの社員が二列に並んで向き合う。そして、その二列が交差するような形で対面する相手と次々と握手を交わしていき、全員と「 さん、おはようございます」と名前を言って握手する。

名古屋市にある安部製菓。大正5年創業の同社が毎日実施している朝礼で、これを始めてもう20年。

最初はぎこちなかったが、手を握るという行為にはお互いの距離を縮める効果があるのでしょうか。社内の雰囲気も変わってきました。安部社長にとっても相手の体調や心理状態を探れるといいます。

フォーレ所載。

4.【お役立ち情報】経営体力診断のご提案

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1.経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2.マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。

////////////////////////////////////

須黒税務会計事務所

株式会社リードコンサルト

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16

銀座アピタシオン 701・1004

TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788

E-MAIL : info@suguro-tax.jp

URL : <http://www.suguro-tax.jp>

URL : <http://www.suguro-lead.com>

////////////////////////////////////